

平成 28 年 3 月 14 日（月）

於 特許庁庁舎 9 階 庁議室

産業構造審議会知的財産分科会
第 8 回弁理士制度小委員会
議 事 録

特 許 庁

1. 日 時： 平成 28 年 3 月 14 日（月） 13：30～15：31
2. 場 所： 特許庁庁舎 9 階 庁議室
3. 出席委員： 相澤委員長、蘆立委員、飯田委員、伊丹委員、市毛委員、井上委員、河野委員、櫻井委員、高倉委員、中村委員、野坂委員、南委員
4. 議 題： 開会
前回の指摘事項等（報告）
弁理士試験の実施状況（報告）
日本弁理士会の取組（討議）
フォローアップにおける検討事項（討議）
閉会

1. 開 会

○田中秘書課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第8回弁理士制度小委員会を開催させていただきたいと思っております。

本日は、御多忙の中、皆様、御参集いただきまして大変ありがとうございます。

はじめに御紹介でございますけれども、本日、長澤委員と柵木委員のお二人が御欠席をされるという御連絡をいただいております。それから、河野委員については、冒頭ちょっと遅れるという御連絡をいただいているところでございます。河野委員がいらっしゃいますと、委員長を含めまして計12名の御出席をいただくということになります。

それから、委員の交代がございましたので、交代された委員の方々について御紹介をさせていただきたいと思っております。

お二方いらっしゃいまして、まず日本弁理士会会長の伊丹勝委員でいらっしゃいます。

○伊丹委員 伊丹です。よろしくお願いいたします。

○田中秘書課長 もうお一方、日本弁理士会副会長の中村仁委員でいらっしゃいます。

○中村委員 中村です。よろしくお願いいたします。

○田中秘書課長 それでは、以降の議事進行を相澤委員長にお願い申し上げたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○相澤委員長 はじめに、伊藤特許庁長官から御挨拶をいただきたいと思っております。

○伊藤長官 本日は、足元の悪い中をお集まりいただきまして本当にありがとうございます。

御案内のとおり、この委員会は、2年前に弁理士制度の在り方についての御議論をまとめていただき、報告書をいただきまして、昨年、そのフォローアップということで、ちょうど同じぐらいのときに一度状況確認、それから今後の方向性について御議論をいただいたところでございます。

今回は、改正弁理士法の施行後初めての小委員会でございますので、その後の活動について、さまざまな観点から改めて御確認いただき、御意見をいただきたいと思っております。

知的財産の世界は、変革の波を迎えているのではないかと考えております。企業のこれからの知財戦略、しかも大企業と中小企業、あるいはこれからはじめて知財を活用しようという企業、それぞれ違うわけでございますけれども、それらの多様なニーズにどのよう

に弁理士、あるいは制度が対応していくのかといったことが重要な時期だと思っております。

伊丹会長のもとで弁理士知財キャラバンという事業を始められて、今日もその御紹介があるかと思いますが、これは大きな取組だと思っております。我々行政の方からも、こういったことはサポートしていきたいと思っております。そこに限らず様々な観点で活発な御意見をいただければと思っております。どうぞ本日はよろしく願いいたします。

○相澤委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の配付資料の確認を事務局からお願いします。

○日高弁理士室長 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元に座席表、議事次第、配付資料一覧、委員名簿とございます。また、本日、説明させていただく資料は、資料3の別とじの別紙参考資料を含めまして5点ございます。参考資料としましては4点、合計9点お手元に用意しております。不足等ございませんでしょうか。

なお、資料3は、別紙参考資料を含めまして日本弁理士会に、参考資料3につきましては、本日、御欠席の長澤委員に御用意いただきました。

もう1点お願いがございます。御発言をなさる際には、お手元のマイクを近づけて御発言をいただくようお願いいたします。

○相澤委員長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日の議題は、前回の指摘事項を踏まえ、弁理士試験における実施状況、日本弁理士会の取組状況などについて、フォローアップをすることです。

今回の小委員会は、一昨年とりまとめた報告書、前回委員会での委員からの指摘を踏まえたフォローアップですので、最初に事務局から前回の指摘事項と弁理士試験の実施状況について報告をいただき、質疑応答を行った後、日本弁理士会の取組について日本弁理士会から、フォローアップに関する検討事項について事務局から、それぞれ御説明をいただき、その後に質疑応答を行うこととして、議事を進めてまいりたいと思います。

2. 前回の指摘事項等（報告）

○相澤委員長 それでは、前回の指摘事項等について、事務局から説明をお願いします。

○日高弁理士室長 それでは、前回の指摘事項について御報告いたします。資料1を御覧ください。

表の左の報告書における項目は、平成26年2月にとりまとめていただきました報告書「弁理士制度の見直しの方向性について」の項目となっております。この項目に沿って第7回弁理士制度小委員会の指摘事項等26項目につきまして整理しております。主なものを御紹介いたします。

弁理士の社会的使命の明確化、監督権限の緩和の項目につきましては、弁理士の処分に対する取組に関しまして、調査・審査組織への産業界の委員の登用への御指摘が長澤委員からありました。類似の被害が継続して起きる可能性が高いものについて、被害の拡大を防ぐため、悪質事案の早期公表の検討ということが市毛委員よりありました。中小企業に対する説明に際しまして、料金と手続の事前説明の徹底、チェック機能強化に関する御指摘が櫻井委員よりありました。また、苦情事例集第7版の発行、会員処分事例集第2版の配布・啓発、明細書作成等の作業負担と手数料の関係の検討・分析、これらは弁理士会で取り組むこととしたものでございます。

大規模特許事務所の在り方の項目につきましては、前回、野坂委員より、全員が終わるまで5年かかる「倫理集合研修」について、スピードアップはできないかとの御指摘に対しまして、弁理士会として「弁理士倫理ガイドライン」等を用いた倫理集合研修の全弁理士の受講、倫理集合研修の充実、継続受講や現在の研修枠組みで不足がないかなどについて検討することとしたもの、また、情報遮断措置、チャイニーズウォールに関しまして、弁理士会による会員事務所の監査の実施をしてはどうかという長澤委員より御指摘がありました。

弁理士の相談業務の項目につきましては、コンサルティング業務は出願業務の付属ではなく、独立しなければその業務の質は確保されないという飯田委員の御指摘、コンサル業務における技術やビジネスの理解向上のために産業界との意見を交換してはどうかという長澤委員の御指摘、また、求められるコンサルティングの能力の研究とその成果の会内周知、弁理士知財キャラバンの立ち上げや、中小企業診断士協会との覚書締結の全国拡大などを弁理士会で取り組むこととしたものでございます。

弁理士に対するアクセス改善の項目につきましては、櫻井委員から、依頼者のレベルを把握するために、知財認識度チェックシートのひな型を作成してはどうか、また、不得意分野と外国語能力に関する弁理士ナビへの掲載に対する御指摘、また、飯田委員からは、

代理実績のある出願の技術分野に関する弁理士ナビへの掲載に対する御指摘がございました。

実践的な研修を含めた研修の多様化の項目につきましては、櫻井委員からは、何でも出願に結びつけるのではなく、峻別して対応を図るよう、オープン・クローズ戦略の指導が必要ではないかといった御指摘、飯田委員からは、コンサルティング能力を向上するための研修の検討に対する御指摘、高倉委員からは、企業内弁理士の資質の向上などについて御指摘がありました。

以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

御質問がなければ、後でまとめて御意見をいただきたいと思います。

3. 弁理士試験の実施状況（報告）

○相澤委員長 それでは、弁理士試験の実施状況についての説明を事務局からお願いします。

○日高弁理士室長 お手元の資料2を御覧ください。

スライドの2になります。平成27年度は志願者数5,340人に対しまして、合格者数319人、合格率6.6%という試験の実施結果になっております。

合格者の内訳につきましては、年齢別で見ますと20代が19.4%、30代が42.9%、40代が26.3%となっております。

職業別で見ますと、会社員が45.8%、特許事務所が30.1%となっております。

それから、男女別で見ますと、男性が79.6%、女性が20.4%、こういった合格者の内訳になっております。

めくっていただきまして3ページになりますが、弁理士の人数・志願者・合格者の推移を表したものでございます。

志願者数はオレンジ色の線ですが、平成20年の1万人をピークに減少傾向となっております。

弁理士の人数につきましては、真ん中にある青い線になりますけれども、平成27年度で1万890人まで増加しております。

次に4ページになります。志願者・合格者の平均年齢、合格者の年齢別内訳の推移とい

うことで挙げさせていただいております。

志願者、合格者の平均年齢それぞれ上がっております。合格者の年齢別内訳につきましては30代から40代の層が多い状況になっております。

5ページにまいりまして、スライドの5ページから7ページにつきましては、御参考までに志願者の推移関係ですが、若年層のデータも掲載しておりますので、御覧いただければと思います。

9ページにとびまして弁理士試験制度の改正概要についてということで、平成26年2月の報告書におきまして、弁理士試験制度に関する措置事項としまして、短答式筆記試験に科目別合格基準を導入すること、それから、論文式筆記試験必須科目につきましては条約の知識を担保するよう試験を実施すること、論文式筆記試験選択科目において選択問題の集約を図ること、この3点について工業所有権審議会において検討することとされました。

これを受けまして試験制度の具体的な改正につきましては試験制度部会、試験の具体的な執行につきましては試験部会においてそれぞれ検討を実施するということになっております。

10ページにまいりまして、それぞれの検討結果が出ております。

まず科目別合格基準導入につきましては、各科目、いわゆる特許法+実用新案法、意匠法、商標法、条約、著作権法+不競法、この5科目に分けて合格基準を設定することとしております。合格基準は、各科目の満点の40%以上を原則としております。

それから、条約の知識が担保されるような試験実施につきましては、受験者に対しまして、条約を含めた幅広い学習を促す効果に配慮しつつ、具体的な出題については工業所有権審議会（試験部会）で検討することが適切とされております。

選択問題の集約につきましては、著作権法、不正競争防止法については他の選択問題との公平性の観点から廃止することとしており、各科目の基礎的な分野を選定し、選択問題の集約を図ることとしております。

こうした方針に基づき、試験部会におきましては、平成27年9月から12月にかけて検討を実施しております。

上記の①及び③については「弁理士試験の具体的実施方法について」を改正し、平成28年度受験案内に記載するとともに、②につきましては、今後の試験実施上の留意事項としております。

参考資料の1及び2に具体的な実施方法の改正と受験案内がございますので、御覧いた

できればと思います。

それから 11 ページにまいりまして、28 年度の弁理士試験スケジュールについて、でございますが、試験制度の改正の周知につきましては、平成 27 年 2 月からホームページやパンフレット等で周知しておりまして、特に混乱もなく順調に進んでいるところでございます。

3 月 25 日から 4 月 8 日にかけてまして受験願書を受け付ける予定にしておりまして、その後、短答式筆記試験、論文式筆記試験、口述試験と経まして、11 月 9 日に最終合格発表する予定で進めているところでございます。

最後に長澤委員からも御意見をいただいておりますので、参考資料 3 を御覧ください。

(1) の弁理士試験制度についてということで、要約しますと、志願者数の半減を踏まえれば、試験制度についても更なる見直しが必要ではないか。その際、産業界としては、弁理士業務を適切に実行できる知識が担保されることが重要であり、試験難易度を上げて合格者を絞る方向にはすべきではないと考えているというような意見をいただいております。

以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局からの説明について、御質問、御意見があればお願いしたいと思います。

試験部会長の南委員、いかがですか。

○南委員 私は今、試験部会長を務めさせていただいておりますので、私からコメントさせていただきます。

今、見直しの内容等については事務局から御説明がありましたとおり、今のところ特に混乱もなく順調に進んでおります。今回の例えば科目別合格基準の導入等ですけれども、導入にあたっては、従前のいわゆる足切りのない状態での受験生の結果でシミュレーションをして決めたわけですけれども、今度の新しい試験制度、それを前提に受験生の皆さん、勉強して受験してくるので、具体的にどのような動向となるのか、結果についてはまた試験結果が出た後で分析をして、この会に御報告させていただければと思います。

それ以外にも、選択科目の集約化等も行っておりますので、新試験制度のもとでどのように変化があったかということについて、改めて試験後、御報告をさせていただければと思います。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

試験制度に関して、御意見をいただけますか。

○野坂委員 やはり長澤委員が指摘されていますように、受験生が減っているというのは大変憂慮すべき問題だと思います。新しい制度になって、受験生の減少が下げ止まるということになって、またさらに増えるということになれば大変よろしいわけですがけれども、今、南委員が指摘されたように、どのようになるか、まだ現段階では読みきれません。ただ、できることならば、若い方をはじめとして、幅広い年代層で新制度のもとでチャレンジをしたいという気持ちを皆さんが持っていただけることを望みたいと思います。

南委員がおっしゃられたように、ぜひ新制度のもとでの効果を詳細に分析していただいて、その上でさらなる調整、見直しが必要だということであれば、その段階で考えていくべきだと考えております。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

長澤委員の御意見もありましたが、いかがですか。

もし御意見ございましたら、後で、御意見をいただくこととして、次に進みたいと思います。

4. 日本弁理士会の取組（討議）

○相澤委員長 日本弁理士会の取組について、日本弁理士会から御説明をいただきたいと思います。

最初に、会長である伊丹委員からの挨拶があり、それから、副会長の中村委員から説明をいただけると伺っています。

○伊丹委員 まずは昨年の弁理士法改正に当たりまして、弁理士制度小委員会の先生方の貴重な御意見をいただきました。おかげをもちまして非常に適切な法改正ができたと思っております。

我々日本弁理士会としても、この使命条項が入った新弁理士法のもとで、我々がユーザーから何を期待されて、何をすべきかということについて考えながら活動を行っているところです。本日は、その活動の概要について説明をさせていただきます。また忌憚のない

御意見をいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○中村委員 それでは、御説明をさせていただきます。

資料の3です。「日本弁理士会における自治等の取組に関する報告」、この資料に沿って御説明をさせていただきます。また、お手元に別紙の参考資料もお配りされていると思いますので、途中でこれも適宜御参照いただければと思います。

まずこの資料、スライドの2枚目、ここに8つの項目を書いております。これは先ほど御報告いただいた前回の指摘事項に沿った項目分けにしております。この項目に沿って、以後御説明をしていきたいと思っております。

スライドの3枚目ですけれども、まず1つ目、弁理士の社会的使命の明確化、日本弁理士会に対する監督権限の緩和ということで、お約束した事項が、調査、審査組織への産業界委員の登用の検討、もう1つは悪質事案の早期公表の検討ということです。

この2点に関する取組としては、まず調査、審査組織における外部委員の登用については検討を進めておまして、資料に記載してある6つの団体に、当会の審査委員会、綱紀委員会へ委員の就任をお願いしているところです。平成28年4月1日から審査委員会に8名、綱紀委員会に3名の外部委員を配置する予定であるということです。

続いて悪質事案の早期公表の検討につきましては、会内において検討を進めております。来年度開催予定の総会において、この制度の導入を決めて、平成29年4月から施行する予定です。既にこの点は昨年度も御指摘いただいて、ちょっと検討が遅いのではないかとと思われるかもしれませんが、やはり悪質事案の早期公表、処分前に公表するということが、会員の権利に非常に重大な影響を及ぼすので、会内の意見も聴取しながら進めております。改正案等はもう既にドラフトして、それに対して会内で意見を聴取して慎重に進めていこうとしているところでございます。

続いてスライドの4枚目です。

お約束した事項が苦情事例集第7版の発行、もう1つは会員処分事例集第2版の配布、啓発ということです。

まず苦情事例集第7版につきましては、発行はまだ行っておりません。それに代わりまして、会員に関する苦情事例集の追録4件を作成して、電子フォーラムに掲載して会員に周知しております。まだ事案の集積があまりないので、第7版の発行までには至ってないのですが、今後、事例の蓄積を待って、平成28年度、29年度ごろに第7版の発行

を行えるだろうと考えております。

次に会員処分事例集第2版の配布、啓発につきましては、平成27年5月に第2版の電子データを電子フォーラムに掲載して全員に周知しております。昨年7月には、会員処分事例集第2版の冊子を発行して、全会員に配布して、啓発と注意喚起を行っております。

続きましてスライドの5枚目ですけれども、お約束した事項が料金と手続の事前説明の徹底、チェック機能強化、もう1つが明細書作成等の作業負担と手数料（報酬）の関係の検討・分析です。

これらの点について取り組んだ内容は、まず会員から寄せられている相談、会員相談の事例について検討したところ、料金とか手続に関するトラブルはほとんどありませんでした。一方、一般の方から当会に対する苦情の申立てが49件ありまして、それらを分析したところ、11件が料金と手続に関するトラブルでありました。これらトラブルの11件について、当該会員に対してアンケート調査を行って、どういう対応をしたかとか、どういう対応をすべきであるかとか、そういうアンケート調査をして、それを反映した資料を作成して、平成28年秋ごろまでに会員周知を行うという予定でございます。

また、それとは別に、従来どおりではございますけれども、「弁理士業務標準（第9版）」に、報酬表、依頼者との合意形成チェックリストを掲載して、全会員に配布の上、再度注意喚起を行う予定であるということでございます。

この報酬表につきましては、お配りしています別紙の参考資料の最初のところ、参考資料1に記載しております。

このように弁理士の手数料等の報酬について記載するものではなくて、項目分けにしておりまして、こういう段階で費用が発生しますよということを説明するひな型であるということでございます。

説明を続けさせていただきます。スライドの5枚目の真ん中あたりですけれども、「経営分析システム」の開発というものを行いました。これは会員の特許事務所における収益構造を分析可能とするシステムを開発したということです。これについては1月に説明会を開催して、既に試験的な運用を実施しております。この試験的運用に基づいて、次年度以降はより精度の高いシステムとして会員の事務所の経営改善に役立てたいと考えております。

次に経営相談員の派遣ということで、これは特許事務所の内情を理解している例えば公認会計士とか中小企業診断士などを会員の事務所、会員に紹介して、経営を改善していた

だくというスキームを検討中であるということです。

あと大学向け広報というものも検討しているところでございます。

続いてスライドの6枚目です。大規模特許事務所の在り方（利益相反規定等について）ということで、ここでお約束した事項が、「弁理士倫理ガイドライン」等を用いた「倫理集合研修」の全弁理士の受講、2つ目が「倫理集合研修」の充実、継続受講、3つ目が現在の研修枠組みで不足がないかの検討、4つ目が弁理士会における会員事務所監査実施の検討ということです。

まず倫理集合研修に関連して取り組んだ内容ですけれども、これは既に平成26年4月に「弁理士倫理ガイドライン」に事務所内情報遮断措置に関する解説を追加しており、お手元の別紙の参考資料の4ページ目、参考資料2がその内容でございます。これは「弁理士倫理ガイドライン」に掲載した解説の内容です。

倫理集合研修については、この「弁理士倫理ガイドライン」を用いた倫理集合研修を行ってきているということでございます。ただ、5年のインターバルで行っておりますので、まだ2年目までしか終わっておりません。平成26年度と平成27年度の実績は、資料に書いてあるとおりですが、全員の受講まではあと3年かかるということです。

ただ、倫理集合研修受講のスピードアップという御指摘もいただいておりますので、その点については、資料に記載のとおり、「平成26年度弁理士法改正説明会」の受講を全会員に必修研修として課して、その中で倫理研修、チャイニーズウォールルールの説明も行っているということでございます。

次に会員事務所の監査ですけれども、特許事務所・特許業務法人における情報遮断措置の実施状況について、弁理士数の多い事務所を対象にして10事務所を選定してヒアリング調査を実施しました。今現在、報告が上がってきたのでそのまとめを行っているところでございます。この結果を分析して、どのような対応をすべきかというようなことについて、平成28年秋ごろまでに会員に周知して注意喚起を図る予定でございます。

続きましてスライドの7枚目を御覧ください。秘匿特権に関する取組の推進という項目です。

お約束した事項は、秘匿特権に関する業務ガイドラインの策定ということです。ただ、ガイドラインの策定については時期尚早であると判断したため、秘匿特権が弁理士業務に影響することの注意喚起に関する資料を作成するというにしました。これは3月中に全会員に配布する予定でございます。

どのようなものかというのが、これも別紙の参考資料にお付けしてお配りしております。参考資料3の5ページ目、「役員会便り～秘匿特権のすゝめ～」と書いた表裏1枚のチラシではあるのですが、これで会員に秘匿特権についての注意喚起を行いたいと考えております。

また秘匿特権につきましては、スライドの7に書いてありますように、研修会も行ってあります。日本弁理士で米国弁護士であります方をお招きして、「判例研究からみた日本弁理士と米国訴訟とのかかわり」というタイトルで研修も行う予定でございます。

次に、スライドの8枚目でございます。

弁理士の相談業務について、まずお約束した事項の1つ目が独立した「コンサルティング業務」に向けた取組、2つ目が求められるコンサルティング能力の研究とその成果の会内周知、3つ目がコンサルティング業務における技術やビジネスの理解向上のための産業界との意見交換というものでございます。

これらの点に関して取り組んだ内容としましては、そこに記載しておりますとおり、まずコンサルティング業務のPRということで、後ほど御説明します弁理士知財キャラバンという事業、これについての広報活動を行っております。弁理士知財キャラバン事業の説明に際しては、コンサルティング業務というのは本来、有料であるのですが、今回の弁理士知財キャラバンという支援事業においては、弁理士会がそれを負担しておりますよというような説明の仕方をしております。

あと企業訪問型のコンサルティング・トライアルという項目で、これは知財経営コンサルティング委員会というのがございますけれども、ここがコンサルティングをして企業に提案するというトライアルを毎年行っております。また、4つの支部で研修も行ってあります。

また、「弁理士業務標準」への掲載というところで、3月末に全会員に配布する「弁理士業務標準（第9版）」に、「コンサルティング業務を行う上での作業手順及び注意事項」を掲載する予定でございます。

次に、産業界等との意見交換ですが、これは弁理士知財キャラバンの実施に際して、中小企業基盤整備機構、東京商工会議所等に伺って、弁理士知財キャラバンの周知と協力を依頼し、その際に意見交換も行っているということでございます。

続きましてスライドの9枚目を御覧ください。

ここではお約束している事項が弁理士知財キャラバンの立ち上げということでございま

す。そこに「弁理士知財キャラバンとは」と書いてあるとおり、この弁理士知財キャラバンというのは、中小企業に弁理士を派遣する訪問型の支援事業です。中小企業に知財を活用した事業戦略を立案する知財経営コンサルティングのスキルを持った弁理士が訪問して、知財戦略、知財経営の重要性に気づきを与えて、知的財産の積極的活用を促すことにより、企業の業績アップに貢献することを目的とする事業です。

これは今年度の一番大きな事業でございます。なぜ弁理士知財キャラバンという事業を行おうと思ったかという趣旨ですけれども、今現在、地域の中小企業支援策として全国に知財総合支援窓口が設置されていて、当会も弁理士を継続して派遣しております。これに加えて弁理士法に使命条項が入ったことなどから、新たな地域知財活性化施策として弁理士知財キャラバンを立ち上げました。内容については、今、御説明したように、これは訪問型の支援で、中小企業に知財の気づきを与えたいというものでございます。

スライドの9枚目の真ん中あたりに戻らせていただきます。この弁理士知財キャラバンの内容としては、中小企業からの申請によって、知財コンサルティングのスキルを持った弁理士を最大3回まで派遣し、ヒアリング、課題のすり合わせ、戦略提案という手順でコンサルティングを行って、共に課題を解決する、その派遣にかかる弁理士報酬と交通費は日本弁理士会が負担をしますという支援事業でございます。

この事業を実施するためには、まず支援に送り込む弁理士にコンサルティングの能力をつけていかなければいけないということで、そのための研修を実施しております。それがここに書いてある「履修支援員となるための研修（コンサルティング研修）」の実施というものでございます。

この研修の目的は、知財経営コンサルティングのスキルを持った弁理士を多数育成して、支援能力を強化することです。

研修内容は、基礎編3回、実践編2回からなり、すべての科目を修了した者が支援員候補者となることができるということで、本年度はこの研修を2回行っております。資料に①、②と記載のとおり、第1クール、第2クールと2回行っておりまして、それぞれの受講者数はそこに記載のとおりでございます。

この研修について、どのような内容なのかということをもう少し詳しく御説明をさせていただきますと、今、お話したように、研修は全5回です。前半3回が基礎編、後半2回が応用編というもので、基礎編ではまず最初に知財経営コンサルティングというのは何だということで、このキャラバン事業の説明を行い、中小企業の現状と課題とか、中小企業

の支援策、この支援策においては、特許庁における支援とか、中小企業基盤整備機構による支援についても説明をしております。

基礎編の2回目において、経営戦略と経営情報の収集ということで、そもそもコンサルタントとはという話とか、弁理士による財務会計情報の読み方とか、戦略的な情報の収集の仕方とか、そういうものを講義しております。

基礎編の3回目は、提案オプションとコンサルタントとしてのヒューマンスキルということで、知財ミックス戦略とか、海外進出対策とか、オープン・クローズ戦略などについて講義をしております。

実践編は2回ですが、実践編においては、受講者である弁理士がチームをつくり、講師がクライアント役になって、実際に面談形式でコンサルティングを行うというようなやり方で、実践のコンサルティングを行うという講義内容になっております。

スライド9枚目の資料に戻らせていただきます。支援実績としては、これは中小企業を訪問してコンサルティングを実施した実績ですけれども、2月末で156件ということでございます。

訪問先企業の分野等は、資料に記載のとおり多岐にわたっており、内容についても多岐にわたっております。

次にスライドの10に移らせていただきます。ここでお約束している事項は、中小企業診断士協会との覚書締結の全国拡大ということです。

平成26年に中小企業診断協会と、「知的財産を活用した企業経営による産業振興のための協力に関する協定」を締結して、これを踏まえて、今度は弁理士会の各支部が地域ごとの中小企業診断士協会と覚書を締結することを継続しており、現在は37都道府県に拡大しております。

さらに、既に締結している沖縄県を除く九州全県の中小企業診断士協会とも本年3月29日に一斉に締結する予定でございます。

この覚書締結によってどういう活動をしているかについては、スライド10枚目の下の方からです。いろいろと講演会、セミナー、研修、また続いてスライド11枚目にも同じくセミナーと、意見交換会を開催しているという実績を記載させていただいております。

説明を先に進めさせていただきます。スライドの12枚目を御覧ください。

小規模特許事務所の在り方という項目で、お約束した事項が、事業継承セミナーのeラーニングでの配信ということで、これは平成27年4月からeラーニングコンテンツと

して全会員に配信をしております。

内容としては、引継事例の紹介等でございます。

そのほかに「弁理士業務の引継・連携に関するセミナー兼意見交換会」というのも昨年12月に開催しております。

続いてスライドの13枚目です。

弁理士に対するアクセスの改善という項目でして、ここでお約束している事項は、1つ目が支援事業の継続、2つ目が「出願等援助制度」の予算増額、3つ目が「知財総合支援窓口」に配置する弁理士の質を高めるための研修の実施ということです。

これらの点についての取組の御報告の1つ目は、支援事業の実績ということで、知財無料相談、講師派遣、支援協定締結、助成金制度の情報の提供などについての内訳は資料に記載のとおりでございます。

また、支援協定の締結につきましては参考資料にも記載しておりますので、御参照いただければと思います。

説明を続けさせていただきます。

次は「出願等援助制度」の予算というところですが、これは本年度1330万円として、前年度より320万予算増額をしております。ただ、執行の実績があまり進んでいないので、次年度以降は、もう少し要件を緩和して、援助の実績を増やしたいと考えておる次第でございます。

次に「知財総合支援窓口」に派遣する前の研修ということで、今年度の派遣分については、平成27年3月に派遣者全員の受講を完了しております。次年度、平成28年度の派遣予定者についても、今年の3月に既に全支部において派遣前講習会を開催しております。

次に、スライドの14枚目です。

ここでお約束している事項としては、1つ目が知財認識度チェックシートひな形作成の検討、2つ目が不得意分野と外国語能力に関する弁理士ナビ掲載の検討、3つ目が代理実績のある出願の技術分野に関する弁理士ナビ掲載の検討ということです。

まず知財認識度チェックシートのひな型については、これはまだ完成ではないのですが、今月中に完成させて全会員に周知する予定でございます。

弁理士ナビの掲載ですけれども、不得意分野という点につきましては、なかなか会員に積極的に自由記載してもらうことが難しいと判断しまして、この点についてはこれ以上の改修は行わないということとして判断いたしました。

続いて外国語能力についてですが、これは英語版の弁理士ナビを今構築中で、現在の会員に各自の英語での情報提供を呼びかけており、4月以降に公開を始めていく予定です。

次に代理実績に関する情報公開ですが、これは数年前に特許庁から提供いただいたデータを掲載済みです。今後も新しいデータをいただき、情報更新していくつもりです。

あと中小企業による弁理士ナビの活用促進のために、弁理士ナビのパンフレットを作成しております。これは3月中に配布したいと考えております。どういうものかというのは参考資料にお付けしていますので御覧いただきたいと思います。参考資料の10ページ目、参考資料6というところに、この弁理士ナビのパンフレットの案を配布させていただいておりますので、御覧いただければと思います。

時間が迫ってきたので説明を進めさせていただきます。スライドの15枚目です。

実践的な研修を含めた研修の多様化という項目におきまして、ここでお約束している事項が、オープン・クローズ戦略の指導、もう1つがコンサルティング能力を向上するための研修検討というものでございます。

この点について取り組んでいる内容としましては、知財経営コンサルティング委員会という委員会がございまして、これは先ほどもお話ししましたが、ここでは演習型のコンサルティング研修というものを行っております。今年度は4支部で行っております。また、「知財ビジネスアカデミー」というものを設けてございまして、ここでいろいろな講座を行っておりますけれども、ここにおいても、資料に記載のとおり、各種の講座を提供しているという次第でございます。

また、スライド16に進んでいただきまして、ここに書いてありますように、オープン・クローズ戦略に関する研修の開催に際して、弁理士ナビに掲載されている中小企業支援意思のある弁理士1500名、また中小企業の支援実績のある弁理士500名に対して、全会員宛の開催案内に先立ってその案内をメールで配信して、受講の促進を促すというようなことを行っております。

あとは不正競争防止法改正に関する研修の受講必修化ということを行っております。これは全会員の受講を義務付けたということです。また、その他関連する研修が資料に記載のとおり実施されております。

続きましてスライドの17枚目です。

ここでお約束している事項は、企業内弁理士の資質向上ということでして、平成26年度

までに行ったこととしては、企業内弁理士スキルアッププログラムというのを発行して全会員に配布しており、企業勤務弁理士と、事務所勤務弁理士による意見交換会の実施等を行っておりました。今年度、平成 27 年度からの取組としては、企業勤務弁理士と事務所勤務等の弁理士が委員となって、今後の企業勤務弁理士の活用方策について、検討を開始しております。基本的には企業内での活動しかできない企業勤務弁理士の社会貢献というのは何かということを考えるというのがその意識でございます。

現時点での検討事項としては、現役の企業勤務弁理士が、その経験を活かして実践的紛争処理や交渉術等について我が国の知財教育に貢献できないかという点があがっております。

今後の課題としては、ほとんどの企業では、一般の知財部員と社内弁理士を区別して扱っていないため、資格を活用しようという姿勢が生まれづらいということで、この点についてももう少し検討していかなければならないと考えております。

次、スライドの 18 枚目でその他という項目ですけれども、自主的な取組としまして、海外弁理士会とのプレジデントミーティングの開催ということを行っております。これは現在、知財の世界というのはグローバルな単位で動いておりますけれども、各国の政府機関や産業界の方々がいろいろな議論をなさっているということはあるのですけれども、代理人からの意見というのはなかなか述べる機会がありませんので、代理人の代表が集まって、今後グローバルな知財システム構築のためにはどういうものが良いのか、意見交換、情報交換を行って、できればより良い知財システムのための提案も行っていければということを目指しているものでございます。

取組の報告として記載しておりますとおり、第 1 回を昨年 7 月に開催し、第 2 回を今年の 1 月に開催しております。第 1 回はそこに記載のとおり 7 団体の参加をいただきまして、第 2 回は 10 団体の参加をいただいております。今後もこの活動は続けていく予定でございます。

最後になりますけれども、スライドの 19 枚目です。

地方における知的財産フォーラムの開催についてです。中小企業は自らの知的財産を磨き、事業戦略により権利化・標準化・秘匿化して、より効果的にビジネスにおいて活用することが、中小企業の事業と地域経済の発展に結びつくと考えられる、そういうように「知的財産推進計画 2015」でも指摘されていることもございまして、我々としても積極的に取り組まなければいけないと考えました。その 1 つとして取り組んだことが、資料に取

組の報告として記載いたしました「知的財産フォーラム in 鹿児島」でございます。こちらは、鹿児島において昨年 12 月に開催しましたが、地方にはたくさんの方に参加いただきまして、188 名の参加がございました。ここでは第 1 部、第 2 部に分けて講演を行っておりますが、日本弁理士会の副会長がそれぞれ担当しております。

また、このフォーラムの終了後、無料相談会も開催して、5 件の相談に応じているという次第でございます。

足早で申し訳ございませんが、以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

5. フォローアップにおける検討事項（討議）

○相澤委員長 それでは、フォローアップにおける検討事項について事務局から説明をお願いします。

○日高弁理士室長 それでは、フォローアップにおける検討事項ということで、資料 4「弁理士活動の充実に向けた取組について」になります。

1. 検討の背景としまして、平成 26 年法改正におきまして、弁理士の使命が明確化されました。こうした中で、経済産業大臣による日本弁理士会の役員解任権の廃止といった弁理士の自治の拡大や、特許等の出願以前の段階における相談業務の明確化等も行われたところ です。

もとより弁理士の自治が適正に行われることは当然ですが、今回の法改正では、弁理士に対する期待の高まっている中で、弁理士が多様なニーズに応じていくことがより一層求められていることを踏まえたものです。例えばイノベーションの促進に向けて、特に中小企業・小規模事業者が知的財産を戦略的に活用していくためには、弁理士によるこれまで以上に裾野広く、きめ細かいサービスの提供が不可欠です。また、企業のグローバルな事業展開を着実に進めるためにも、弁理士の重要性がますます高まっています。

日本弁理士会におきましては、既に「日本弁理士会における自治等の取組について」に掲げる事項を中心に取り組んできましたけれども、こうした期待に応えるべく、弁理士の活動の充実に向けて、より一層の取組が期待されています。

取組例の一つ目ですが、弁理士の適正な業務遂行に関する規程の充実についてということで、(1) としまして問題の所在でございます。弁理士への期待が高まってきている一方

で、依頼者に対して配慮が欠けている弁理士の事例が見受けられることも指摘されております。具体的には次のページになりますけれども、受任時の合意書作成、預かり金の分別管理、悪質事案の早期公表等が挙げられております。

受任時の合意書作成につきましては、弁理士は事件の受任に際しまして、報酬の説明及び事件の処理の説明の内容につきまして書面を作成すべきとする定めはなく、依頼者と認識に齟齬があったためにトラブルに発展したケースが見られます。

預かり金の分別管理につきましては、特許庁に納付すべき印紙代と手数料という2種類の金員を受領しておりますけれども、これらを分別して管理すべきとする定めはなく、これらを混同し、トラブルに発展したケースが見られます。

悪質事案の早期公表につきましては、日本弁理士会では、苦情申立てから弁理士会による処分まで数カ月から数年を要している一方で、悪質事案であっても処分前に公表する制度等は有しておらず、その間に被害が拡大したケースが見られます。

このような中で、他士業においては、「使命」の自覚を促すとともに、業務の運営や倫理等について具体的・詳細な規程やルールを定めております。5ページの〈参考1〉を御覧ください。

弁理士については、預かり金の分別管理、受任時の合意書の作成、悪質事案の早期公表制度、これらにつきましては倫理関係規程には「無」という状況になっております。

弁理士倫理としまして、12か条の条文を定めておりますけれども、その規定ぶりも抽象的なものが多く、先ほどの3つの事例を踏まえれば、業務運営等の具体的なルールが不十分であり、弁理士各々に対する期待が高まっている一方、日本弁理士会においては、このような観点での検討についてまだ十分な議論が進んでいないのではないかと。併せて日本弁理士会における取組の透明性を高め、適正な自治を担保するためのチェック体制も必要ではないかといった問題意識でございます。

3ページになりますけれども、(2)対応の方向性としましては、他士業の例を参考に、弁理士がその使命を改めて自覚し、適正な業務運営についての具体的・詳細な規程やルールを設けることが必要ではないかと。

また、適正な弁理士自治を担保するためのチェック体制として、例えば経済産業大臣による報告徴収、または立入検査を定期的にも実施することも考えられます。

公益法人については概ね3年に1度を目途として立入検査を実施することとされております。

続きまして、3. 相談業務の定着に向けた取組についてということで、まず（1）問題の所在でございます。

相談業務につきましては、平成12年法改正により、契約関連の相談業務が弁理士の標榜業務として法律上に明記されております。これに加えて、権利活用時のみならず出願以前からの一貫した弁理士による支援を可能とするため、平成26年法改正により特許等の出願以前の段階における相談業務も法律上で明確化されております。

しかし、弁理士による相談業務については、いまだ定着していないのではないかとといった指摘がございます。具体的には弁理士業務の大半が出願関連業務となっており、こちらは6ページの〈参考2〉を御覧ください。

回答者の割合が一番大きい層が出願関連業務の作業時間は全体の75%であるという回答をしております。

3ページに戻っていただきまして、相談業務といっても出願に付帯して行っているに過ぎないこと、その要因は、弁理士の収益構造が出願関連業務に依存しているからではないかといった意見がございます。この点、特許事務報酬に関するアンケート結果、こちらは7ページの〈参考3〉になりますが、470人中299人、63.6%の回答者が相談料につきましては、出願料金に含めて請求するというアンケート結果が出ております。また、低額料金の場合には無料で行っているケースも含まれていると考えられます。相談業務を行っていくための能力育成についても、弁理士がコンサルティング業務を行えるようになるためには、座学のみならず、企業の現場を理解する必要があるため、現在の研修カリキュラムを見直すべきではないかといった意見がございます。

日本弁理士会におきましては、既に弁理士知財キャラバン等の取組を行っているところではございますけれども、弁理士による相談業務の定着化に向けては更なる取組が望まれるのではないかとといった問題意識でございます。

4ページになりますが、（2）対応の方向性としましては、弁理士による相談業務の定着に向けて、弁理士の収益構造と能力育成の観点から、更なる取組の実施が望まれるのではないかと。日本弁理士会が実施する「弁理士知財キャラバン」は、弁理士の収益構造の観点からは、ユーザーが弁理士による相談業務を有益であることを実感するのに役立っております。また、同キャラバンでは実践的な研修を行っており、弁理士の能力育成にも役立っております。このため、同キャラバンは適宜必要な見直しを行いつつ、これを中長期的に継続していくことが期待されます。

更なる取組としては、出願関連業務に依存した収益構造から脱却を図るために、日本弁理士会において、現在の弁理士の収益構造における相談業務の実態を把握するとともに、他士業における相談業務報酬の実態を調査・分析し、その結果を「弁理士業務標準」に反映するなどにより、会員に周知することが有益ではないか。

能力育成にあたっては、弁理士知財キャラバンのみならず、日本弁理士会で行っている他の研修についても、企業の現場を踏まえた実践的な内容とすべく、カリキュラムの見直しを行うことが有効ではないか。その際、中小企業のみならず大企業も含んだ産業界の意見をヒアリングし、適宜、研修に反映させることが重要ではないか。この点、研修以外の方法についても併せて検討することが効果的ではないか。

本資料につきましては、弁理士への期待が高まっている中で、更に弁理士の取組を進めていただくために、委員の方々に御議論いただく、たたき台として事務局から提示させていただいております。

なお、長澤委員からも御意見をいただいておりますので簡単に御紹介いたします。

参考資料3の(2)を御覧ください。

弁理士の適正な業務遂行についてということで、預かり金と手数料とを混同しているケースがあるのであれば、預かり金の分別管理は実施すべきであり、弁護士職務基本規程のように明文化を検討していただきたい。

悪質事案については、懲罰的な意味も含めて早めに公表した方がよいのではないか。

一方、受任時の合意書の作成に関しては、長い信頼関係にある特許事務所と大企業間では料金トラブルが発生することは極めてまれであり、多数の案件のすべてに合意書を作成することは現実的ではない。一方、依頼者から初めて受任する案件である場合は、合意書の作成すべき事例を明確にする等の取組が望まれる。

相談業務に向けた取組につきましては、弁理士知財キャラバンの取組は好ましい取組であり、地方の企業にとって事業活動に有益となるような形でぜひ進めていただきたい。一方で、コンサルティング業務には十分な経験と知識が必要であり、座学の研修の実施に実習型の研修を取り入れてもらえたことは評価できる。

産業界の団体とより深く関わっていただき、活発な意見交換を継続実施していただきたい。議論した内容をフィードバックするような仕組みを検討していただきたい。

それから、その他につきましては、①としまして調査、審査組織への外部委員の登用に関しまして具体的に産業界の委員は何名程度配置されるのか御教示いただきたい。

②としましてコンサルティング業務について、産業界との意見交換に際して、中小企業基盤整備機構や東京商工会議所と意見交換、これについてはもう少し具体的に意見交換の内容を御教示いただきたい。

③として研修に関しては、開催された研修が列挙され、どのような研修を取り入れたのか、その内容等について具体例を御教示いただきたい。

以上が長澤委員の御意見になります。

以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

それでは、議論に入りたいと思います。

日本弁理士会から説明をいただきました取組状況と、事務局から説明をいただきました検討事項を踏まえまして、自由に御意見をいただきたいと思います。

○市毛委員 私は3点御指摘と質問を含めてお話ししたいと思います。

まず悪質事案の早期公表の検討でございますけれども、これは前回、私が御指摘させていただいたものです。預かり金をいただいているのに、その預かり金を別のことに使ってしまうと口座が空になっている。預かり金自体の金額はそれほど大きなものではないかもしれませんが、流用の結果、権利が消滅してしまうということは、依頼者にとっては非常に重大な不利益を生じるものです。金額の問題だけではない弁理士制度の信頼そのものをゆるがしかねない事態は、1件でもあってはいけなと考えられますので、この点はぜひもう少しスピードアップして御検討いただきたいと思います。できればいつまでにこういった対処ができるのかというアクションプランなども御提示いただいて対応していただきたいと考えております。

それから、料金、手続等の事前説明に関し、契約書の作成ということが掲げられておりますが、チェックリストとか説明書といったものを渡したというだけでは合意の成立は証明できない。裁判になった場合には、言った言わないの争いというのがほとんどの紛争の根源にあるわけですが、やはり契約書があるというだけで紛争は未然に防げますし、それは弁理士さんを守ることに思われますので、大企業等が継続して依頼する場合はともかく、初めて依頼に来たような相手に関しては、必ず契約書を締結するというのは、やはり御自身を守るためにも必要だと思います。基本契約の形にしておけば、個別の事案については、値段と案件の問題だけですので、大まかな手続の流れとか、どのような費用がかかるのかといったことは基本契約に書いておけば、契約締結は1回で済みます。それ

ほどお手間がかかることではないと思いますので、ここもぜひ前向きに、できれば弁護士会の規程のように、契約書をつくるということを義務化するという方向に進んでいただけたらと思います。

それから、3点目でございます。弁理士業務が相談業務にも拡大して、発明の発掘や知財コンサルといった分野についてまで拡大し、それが知財立国に貢献するのだという理念は私は基本的に賛成でございますが、それに伴ってやはり利益相反に関してもきちんと対応するということが社会から求められるのではないかと考えております。

前回の弁理士法改正の際は、特許業務法人の中での利益相反に関して、過去所属していた事務所で、自分が担当していない業務については利益相反の違反にはならないという規定を入れたという経緯がございましたけれども、そのときに私が指摘させていただいたのは、そもそも法人化されていない共同事務所の中での利益相反に関しては現状でいいのでしょうかということでした。弁理士会が取り組むとおっしゃっている情報遮断措置というのは、その1つではありますけれども、それだけではなく、そもそも利益相反をきちんとチェックするということが必要なのですが、実は弁理士会の規則の中には、弁護士職務基本規程のように、組合形態の共同事務所の中での利益相反の業務を行ってはならないという規定がないという問題があると思います。私は弁理士会の特定侵害訴訟の共同代理をするための能力担保研修の中の法曹倫理の講座を担当させていただいておりますが、その講師間の協議をしている際に、弁護士職務規程にはあるけれども、弁理士会の規程には共同事務所における利益相反の規定がないということを、どのように弁理士への研修で扱ったらいいかという協議をしております。弁護士であれば利益相反規定違反となる行為があったら、弁理士に同様の行為があったら、一般規定により懲戒等になるというようなことでもいいのかどうかという議論をしながら、やはり規定がないこと自体が問題なのではないかというような認識に至っております。

かつて大企業の出願業務だけを代理していた時代は、恐らくどの企業がどの代理人・弁理士事務所を使っているのかということは、むしろ企業の方がきっちり調べていて、利益相反というのは起きにくい問題だったと思います。けれども、業務の性質が大企業だけではなくて中小企業にも及び、かつ相談業務にも及び、相談業務に関しては公表されませんので、出願のように、どの弁理士・どの事務所が相談を受けているということは外からわかりません。そういったことも含めて、共同事務所の中での利益相反そのものを規律する規定は必要なのではないかと考えております。この点、弁理士会では御議論がないのかど

うかというのをあとでお聞きしたいと思います。

それから、もう1点、利益相反に関してでございますが、これも弁理士会の会則を見て気がついたのですが、弁理士さんは主たる事務所のほかに従たる事務所を設けるという規定がございまして、複数事務所に所属することができるということになっております。この場合、利益相反のコンフリクトチェックをするということになると、主たる事務所のほかに従たる事務所でも行わなければなりませんけれども、従たる事務所での事件を受任する予定であるけれど、利益相反あるかということを確認をするに当たっては、従たる事務所の方にその情報を開示して良いという依頼者の同意が当然必要ですね。その同意がとれるのか、とれないままに受任をしたらどうなるのかという問題が起きると思います。

これも従たる事務所のもともとの制度趣旨は、弁理士過疎地域に弁理士業務を行き渡らそうという趣旨でつくられた制度と伺っておりますが、特に従たる事務所を設置することに制約はないために、過疎地域ではない都心の事務所、大都市の事務所でも従たる事務所を設けられる。そうすると大都市の事務所において、何人も弁理士が所属するような事務所が従たる事務所であった場合にどうなるのか。あるいはその従たる事務所にいる別の弁理士が、また従たる事務所を持っていた場合には連鎖が起きるわけですね。そういった場合、事実上、利益相反チェックは困難ないし不可能ではないかということも考えられますので、従たる事務所について何がしかの規制が必要なのではないかということについて、弁理士会は御検討されたことがあるかどうかということをお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

皆さんの意見をお伺いしてから弁理士会の意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○河野委員 先ほど御説明いただきました弁理士知財キャラバンですか、これはコンサルティング業務への取組に関して実益のある前進であり評価できていると思っております。

日本企業がグローバルに事業を展開していく今日において、弁理士が知財コンサルティングで力を発揮することは、とても重要なことであると感じています。特に中小企業、知財部門を持たない企業、あるいは知財活動の経験が薄い企業に対して知財コンサルティングを適切に行えるようにしていくということは、本当に重要な問題だと考えています。

知財コンサルティングを行うことは、大半の事務所勤務弁理士の業務が特許出願に偏重しているという現状ではなかなか難しいことです。

知財戦略を展開する上においては、特許権利化以外にもやるべきことは多く、広く知財を理解し高度な視点で知財戦略を策定することが必要なわけで、特許出願にばかり固執していると結果的にはマイナスになることもあります。

特許出願して権利化するのか、あるいはノウハウにして秘匿し、さらに先使用权を確保するのか、サプライチェーンやビジネスモデルを検討し、顧客との契約をどのようなものにしていくか、というようなことは基本的なことです。

少なくともこのような基本事項を念頭に入れてやっけていかないと失敗することも多く、うまくいかない場合があります。

したがってビジネスモデルを考慮した特許権利化、ノウハウ化、契約等の手段を織り込んだ知財コンサルティングは、事業や研究開発の初期段階から取り組むことが非常に重大だと思っています。単に特許出願の相談だけというのは不十分です。

事務所勤務の弁理士の場合、特に若い人達は、特許出願手続きや特許法などについては一生懸命勉強しますがけれども、知財コンサルティングに関しては何を勉強すれば良いのかわからないという人が多いと思います。

あるいはそういう人達を指導する中堅の事務所の弁理士もどう指導すれば良いのかわからないのではないかと思います。

例えば知財コンサルティングの模範的な事例、あるいは知財コンサルティングをやって知財戦略がうまく機能しているような事例集のようなものでもあれば、特に若い経験の少ない弁理士には有益であると思います。

企業など、産業界と意見交換を行い、共同作業で、そういったものを作ることを考えられたらどうかなと思いました。

あと弁理士の収益構造についての話がありましたけれども、これも現実的には非常に大きな問題ですね。

先ほども言いましたように、何を特許出願し権利化するのか、ノウハウにするのか、あるいは先使用权をさらに確保するのかとか、あるいは契約など多くのことを知財戦略に盛り込むことが必要ですが、特許出願でしか報酬を得にくいというのは非常に問題です。

特許出願せずにノウハウにして秘匿した方がいいという場合も多々あるわけですが、ノウハウにして特許出願しないと対価が得られないのでは、どうしても特許出願する方に頭がいかってしまうというような可能性も出てくると思います。

その辺はどのように収益構造を変えていけば良いのかということに関して、もし現時点

でお考えがあれば教えていただきたいです。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○井上委員 私も2点ほど、処分の関係と、それから、コンサル業務の観点について申し上げたいと思います。

悪質事案の早期公表制度に関してですが、これにつきましては、御提案いただいて今検討いただいている内容ではやや後ろ向きだというような印象を受けております。長澤委員からの御意見にありますように、極めて悪質、それから、被害の拡大が予測される、そして被害の回復が困難であるという3つの要件の重畳的な充足を要求していますが、専門家とユーザー間の情報の非対称性があること、そしてとりわけネガティブ情報についてはユーザーが入手しづらいことなどを考えますと、ユーザーの被害が事後的に回復可能であれば、悪質な事案で、かつ被害の拡大が予測される場合であっても事前公表はしない、早期の公表はしないというのは、やはり問題なのではないかと思えます。

弁理士会からは、会員の権利に重大な影響を及ぼすので慎重に検討されているというお話でした。それはもちろん重要なことだと思いますけれども、やはりユーザー目線に立って、ユーザーの利益を保護することが最終的には弁理士資格の評価を高めることにもつながります。もう少し要件を緩和するということを考えてもよいのではないかと思います。

例えば被害回復の困難性といったような要件は除くであるとか、弁護士会での要件なども参照して御検討いただいたら良いのではないのでしょうか。もちろん公表された弁理士の信用の低下という問題はありますけれども、処分がなされないということがわかった段階で、それもきちんと公表すれば、弁理士の不利益回復可能であると考えます。

関連して、標準処理期間が平成25年度にホームページにも明示されるようになっており、現在は早期に処分が行われるようになっているのではあろうと思えますけれども、かつては処分が遅くて被害が拡大した例があるとも聞いておりますので、そのようなことがないようにしていただきたいと思っております。

次に、コンサル業務についてですが、弁理士の知財コンサル業務は今後ますます重要になってくると思えます。特に中小企業にとっては身近にいる弁理士に相談できるというのは大きな助けになると思えます。今般、新たに始まった弁理士知財キャラバンのような事業は社会的に極めて有意義であり、拡充していただきたいと思っております。

ただ、ホームページに公表されている知財キャラバンの紹介には余り実質的なことが書

いてありません。ホームページにも具体的にどのような事業を行っているかというのが、どのような支援が受けられるかということをもう少し具体的に書いてもいいのではないかと思います。

長澤委員からの意見にもありましたが、こういった事業を実施するにあたっては、サービスの質を保証するということが、それから、適切に事業の評価を行っていくということが重要であろうと思います。最初に弁理士会の取組についての本日の資料を見せていただいたときに、座学が3つと、それから実践的な講座を2つ、その5つの研修を受ければ派遣資格が与えられるというような書きぶりで、これだけでコンサル能力が担保されたことになるのかというのが率直な疑問としてあったのですが、パテント誌の知財キャラバンに関する昨年秋の特集をみると、中心となる推薦支援員の方が1名おられてそれに加えて履修支援員が補佐でつくというような仕組みになっているようで、質が担保されるような工夫もなされている。また、平成19年に設置された知財ビジネスコンサル委員会が重ねてきた実績の延長線上にこのキャラバンの事業があるということがわかりました。今後さらに、コンサルの質保証のための研修について、レベルを上げていただきたいと思います。

本日の資料に「求められるコンサルの能力の研究」ということが記載されていますが、産業界のアドバイスをしっかり組み入れる仕組みを考えていただきたいと思いました。これも長澤委員の御意見の中にありましたが、例えばアドバイザリーボードを設けるといった形で、研修内容について、知財戦略に係る知見のある産業界の方にアドバイスを得てはどうかと思います。

事業の評価については、評価の指標をどうするかという問題があると思います。今回、御紹介いただいた資料では、これまでコンサルを行った件数が出ておりますが、件数だけを見ても、実質的にどれだけの内容のコンサルがなされたかということとはわかりません。この点、例えば、実際にコンサルを受けた企業のアンケート調査の結果なども指標となり得ると思いますけれども、こういったコンサルの事業の質というのは、経済学の分野でいう典型的な信頼財で、サービスの受け手には、サービスを受けた後ですら、受けたサービスの質がよいものであったか評価し難いものであるというような性質があります。したがって、コンサルのサービスの質についての事後的な検証の手法が問題となります。

そこで御提案ですが、実質的な事業評価のためには、先ほど申しましたように、産業界のメンバーを含めたアドバイザリーボードのようなところで個別案件についての評価を行うようにしてはどうかと思います。その結果をフィードバックすれば、それが新たに研修

の素材にもなっていくと思います。また、産業界の方の知見だけではなくて、INPITですとか、JSTが実施している類似の事業の成功事例ですとか失敗事例、そういったものも参考にしながら、よりよい質のサービスを提供していただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

いかがですか。

○南委員 秘匿特権についてコメントさせていただきたいと思うのですが、弁理士の説明では、時期尚早なのでガイドラインの策定を見送ったと御説明をいただいたのですが、何を以て時期尚早と判断されたのかというのが今一つわかりません。

秘匿特権というのは、そもそもアメリカで、コモンローで確立されている考えですから、法改正を期待しているわけでもないでしょうし、あるいは何らかの判決が出て、その考え方が明確になるのを期待されているのかもしれませんが、たまたまですけれども、先週の7日にCFRで米国のエージェントに秘匿特権を認める判決がちょうど出たのです。これでアメリカでエージェントに秘匿特権が認められたので、日本の弁理士に秘匿特権が認められるかという、必ずしもそうではないと考えていまして、従前、日本の弁理士に対して秘匿特権が認められた例というのはVLT事件とEisaiの事件と2件あります。これは基本的にアメリカの考え方はタッチベースという考え方と、国際礼讓の考え方で認められて、まずはその論点が米国法で解決すべき問題か、あるいは日本でいえば日本法で解決されるべき問題か。日本法で解決される問題だというときに、では日本で、日本の弁理士に米国の弁護士に認められるような秘匿特権に準ずるような法律があるのかどうか。幸いに新民訴法で弁理士に対して証言拒否権と文書提出拒否権が認められた関係で、冒頭の権利が認められているということで、これは国際礼讓の考え方から日本の弁理士が認められたということだと思うのですが、逆に新民訴法が施行された後においても認められなかった事例も幾つかあるのです。それは基本的な問題ではなくて、むしろ事務的なミスが多いのです。クライアントと弁理士の間の通信が、クライアントから事務所宛ての通信だった、当然事務所ですから弁理士ではないのです。あるいはクライアントから事務所宛ての宛て先がよくわからなかった。これも認められなかったという、そういった認められなかった事例というのでも幾つかあって、そういう事例、成功事例も、失敗事例も含めて早く弁理士の皆さんに周知することが重要ではないかと思っています。

これが認められなかったときに一番困るのはクライアントです。クライアントはいつ米
国で訴訟に巻き込まれるか分からないわけですから、注意すべき点について早めに会員の
皆さんに周知をした方が良いのではないかと考えています。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○高倉委員 既に先行する委員の方々の御発言とかぶるところは省略しながら、弁理士試
験制度の在り方、それから、弁理士の適正な業務の遂行、それから、相談業務に関する取
組について、この3点について、長澤委員が出した紙の意見の項目建てと一緒になんですが、
この3つについて若干の感想を申し述べたいと思います。

まず最初に弁理士試験の制度についてなんですが、7年間で約半減、1万人から5000
人少なくなっている。確かに大幅な減少なんですが、考えてみますと、法科大学院の入学
者、志願者はピークの7万人から現在1万人に下がっていますので、それから比べればま
だまだ大したことはないというふうにも見えますし、弁理士試験の志願者5000人というの
は、10年ちょっと前の状況に戻っただけかなというふうな気がします。とはいえ、だんだ
ん下がってきたということについては、何らかの対応策をとらなければいけないことだ
と思っています。

ただ、この問題は、弁理士試験制度を見直すだけでは多分解決しない問題であって、合
格者を増やしたから志願者が増えるということにもならないと思います。それから、難易
度を上げて難しくするというだけでも志願者は増えないと思います。恐らく知財を扱う弁
理士の仕事の中身をより魅力あるものにして、若い方たちが、そして能力のある方たちが
自分もああいう仕事をやって社会に貢献してみたい、そしてできればお金も儲かってみた
い、そういう魅力ある仕事にしていくというところを伴うことによって入学志願者が増え
てくる。つまり志願者増は結果として出てくることであって、まずはやるべきは、知財を
扱う弁理士の仕事を魅力あるものにし、社会の産業の発展、イノベーションの推進のため
に役に立つ専門職であるというところをより強化、しっかりしていく必要があるだろうと
と思っています。

それから、2点目の弁理士の適正な業務遂行についてですが、これは市毛委員の御指摘
のとおりだと思っています。それに加えてもう1つコメントするとすれば、これは弁理士
の人数を増やし、クライアントがよい弁理士を選ぶ、いわゆる市場競争を導入するという
ことが十数年前に決まって以降、弁理士の人数はだんだん増えていってきているわけであ

って、ある意味で市場競争ということは相対的に力のない弁理士の方たちは市場から撤退していくということを既に織り込んでいるわけであって、それに比例して若干のトラブルが残念ながら生じてくるということも避けられないことであると思わざるを得ないのではないのでしょうか。

つまりこういうトラブルは俗人的で、悪意のある方たちが起こすというよりは、能力があって意欲があったとしても、やむにやまれず市場から撤退をせざるを得なくなる局面において、ある一定の割合で付帯的に生じてくる問題です。したがって、やはり大事なことは、弁理士会、あるいは特許庁の政府としても、そういうトラブルが生じないように、つまり事前に市場から撤退しようとする方たちがよりスムーズに引継ぎができるように、それから、経営的に大きく破綻する前に、事前にしかるべき方たちと相談できるような体制を弁理士会の中にしっかり設けておいて、要するに事前に対処するというところも併せて、市毛委員の御指摘に加えて、事前の相談窓口というところをしっかりとっておく。これは繰り返しになりますが、決して個人だけの問題だけではなくて、組織的な問題としてこの問題を見ておく必要があるのではないかということを指摘しておきたいと思います。

それから、3点目についてなんですが、知財キャラバン、あるいは相談業務の拡充についての取組についてなんですが、これは井上委員が総合的に、網羅的に非常に深く詳しく説明していただきましたので、私からは特につけ加えることはありませんけれども、1点強調しておきたいことは、これからの弁理士の競争分野というのは、実は非専権分野に変わってきているという認識が大事だと思うのです。特許の流通とかライセンス、価値の評価、知財教育、それから、中小企業支援、地方都市の支援、これはみんな弁理士でなくてもできること、弁理士もできますが弁理士でなくてもできること、いわゆる出願の代行という専権業務について言うと、弁理士 4000 人の時代に 50 数万件あった特許出願が現在 1 万人を超えた状況で、30 万件台に変わってきているわけですから、特許庁への出願代行ということだけをビジネスモデルとして考えれば、これはどんどん市場から撤退していかなければいけない状況になってきています。ここをやはり乗り越えていくためには、知財をビジネスの視点から見て、そのアドバイスができる人材をつくっていく必要があるでしょう。

いずれにしても、これは非専権業務分野における他の業種との競争ということですから、そういう意識でもって、弁理士会としても、あるいはこれに参加する方たちとしても、むしろ積極的に自分で学び、他の同僚との競争に勝ち、あるいは他の士業との競争に勝って

いくというような積極的な意欲を持っていく必要があるだろうと思っています。このこと
によって魅力ある知財弁理士の仕事の内容というのが若い人たちにアピールできれば、結
果として志願者の増ということに結びついていくのではないだろうかと思っています。

感想ですが、以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○野坂委員 1年前のこの小委員会の指摘を踏まえて日本弁理士会で様々幅広く取り組ま
れている、その姿勢については評価をしたいと思います。

その一方で、これまでほかの委員の方が様々指摘されているように、例えば悪質事例の
公表の問題とか、この資料を見ますと、かなり検討中という言葉が出てくるのです。慎重
に検討せざるを得ない、そういう事情もあるかと思えます。しかし、やはり前回も私は指
摘しましたけれども、それだけ弁理士が期待されているがゆえに常にスピードアップして
いく、検討中、検討中ということではなくて、具体的な成果をいち早く打ち出していくこ
とが求められているのだろうと思っています。

2点目は、これも様々意見が出ている相談業務です。私も相談業務をさらに拡大してい
くことが大変重要だと思っております、その意味で今年度の大きな事業として始まった
知財キャラバンに大変期待しております。ただ一方で、この資料9ページですけれども、
知財キャラバンの研修が実施されていて、現在その受講者、そして修了者の人数が出てお
ります。修了者が支援員候補者となると書いてございますけれども、合わせて500人ぐら
いです。弁理士が1万人以上いらっしゃる中でのわずか500人ということであります。こ
の500人が支援員候補者ということになりますと、果たして知財キャラバンが全国の様々
な地域で行われるだけのキャパシティがあるのかどうか。当然支援員の数が増えるよう
にもっていかねばいけないけれども、そうやすやすと支援員が増えるということでも
ないでしょう。その辺の悩ましさがあると思えますが、今後、研修をどういう形で広げて
いくのか、また、研修を受けるまでもなく、相談をコンサルできる方、弁護士も弁理士も
いらっしゃると思うのですが、そこら辺の組み合わせ、マッチングをどうされているのか、
今後の計画がわかっていらっしゃるのであれば教えていただきたいと思えます。

弁理士の方、弁理士事務所が稼げるということは、イコール大企業にせよ、中小企業に
せよ、顧客も、企業も一緒に知財を活かして稼いでいく、そこはウィン・ウィンの関係だ
と思う。それゆえに弁理士の方が能力を高めていくことは、大変重要なことだと思ってお
ります。

また、事務局資料4の3ページのところに、経済産業大臣による立入検査の話が出ております。欄外のところに「立入検査は一度も行われてない」ということであります。これは抜かすの宝刀という側面もあるのでしょうかけれども、やはり定期的に立入検査も行われるという緊張感があって然るべきだと思います。そういう緊張感の下で弁理士さんたちが当然真摯に取り組まれているのでしょうかけれども、さらに努力を促すという効果が期待できるのではないかと思います。

いずれにしても、弁理士の使命が明確に謳われている訳でありますから、その使命に沿った形で活躍をしていただきたい。その上で、それを目指すという意味で一層の努力を求めるという今後の取組、私はこの資料4の方向性は評価しております。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○飯田委員 私からは知財キャラバンと、あと受任時の合意書の作成についてコメントをさせていただきます。

まず知財キャラバンなのですが、先ほど井上委員からも御指摘があったとおり、やはり質の担保が非常に重要だと思っております。こちらにお話にあったとおり、5つのコースを受講したことで支援候補者となるということでお話がありました。これは乱暴だなと思ったのですが、先ほど井上委員から、本当はこれは補助者であって、主任となる方はしかるべき専門的な知識がある方だということの御説明があったということなのですが、実際に専門的な知識とは何とさすのかということをおし教えて下さい。

この知財経営コンサルティングというのは非常に難しい話であって、企業の事業方針であるとか経営戦略ということをお踏まえて初めて活用について考えられるわけで、時間もかかることだと思います。そういった中で、果たして座学、研修等で知識獲得することは容易ではないと考えられますが、どのような人材を想定されているのか。例えば企業での知財コンサルをやったことがある人を活用しているということなのか、ということを含めて御教示いただきたいと思っております。

1つの案としては、経営コンサルの経験ある弁理士を集約して、その人たちをブラッシュアップして資質を高めた上で、知財コンサルとして認定していくことも一考かと。

もう1点、受任時の合意書の作成について、これは非常に有用であると考えております。大学の立場として、我々はユーザーの立場ではありますが、最初にどのぐらいのコストか、こういった方針で仕事をしてもらえるのかということを知りえず、後に不信感が生ずる場

面もあります。したがって、まず合意書を作成するというのと、そして利益相反についても受任時の合意書の作成のところで、コンフリクトチェックの結果についても提示がされることの意義は大きいと考えます。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○櫻井委員 まず、こちらから去年指摘した、最初の料金と手続の事前説明についてかなり前向きにやっていただきまして評価できると思います。

ただ、こちらのところに平成 25 年から 27 年間の 3 年間について 49 件のうち 11 件が料金の手続というトラブルであった。これはあまりにも少な過ぎるかなということなので、これは多分、私、中小企業の立場から考えますと、まず日本弁理士会には相談しないで、特許庁とか、そっちの違うところに行くと思うのです。ですから、多分これは氷山の一角ではないかなということなので、例えば特許庁にそのような話が来ていれば、そちらと連動してやっていただきたいということがお願いでございます。

それとあとは知財認識度チェックシートひな型というのは、これも作成中ということで非常に評価できることなのですけれども、チェックシートというのは、どれが 100 点ということはないのですけれども、中小企業というのは 99.7%、企業のうちの小規模事業者、中小企業者が 99.7%、0.3%が大企業ということですから、本当にピンからキリまでの中小企業がある。その中でやはり多分ランクがあると思うのです。その中でランクというのは、本当に知財のことを特許も知らないよという人もいらっしゃる方なのか、1 回とか 2 回は出したことがあるとか、ある程度知っているとか、よく知っているとかという段階が大きく A、B、C ぐらいかなと思うのですけれども、分かれたときに、1 回それを聞いた上で、またもう少し深読みしていくようなものをつくっていただければということで、最初から 100 点満点のものはつくれないと思うのですけれども、その辺のところでももう少し段階的に踏み込まれるようなチェックシートを検討していただければなということと思います。

それとあとは不得意分野と外国語能力というのは、不得意分野につきましては、ちょっと言いづらいよということ、そのとおりであると思いますので、ただ、例えばこの分野はすごく私はわからないよとか、何でもできるよ、できるよと弁理士ナビの方には書いてあるので、それではなくて、本当に駄目なものは駄目というような少しぐらいでも書いてある弁理士の方もいらっしゃるということなので、そういうところも書いていただけれ

ばなということです。

あと英語能力についても、今と同じように、対応できるのは、例えば英語と中国はできませんとか、任意的でも書いていただけるようなことで対応していただければ、弁理士ナビを使うユーザーさんにとっては少し親切かなということなので、その辺のところを検討していただければとは思っております。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○蘆立委員 幾つか御指摘があった点とかぶるのですけれども、1点目はコンサル能力の向上に関しての取組を強化していただきたいということ。支援員の研修がありますけれども、こちらは最低限の研修かと思いますが、15 ページにあります能力向上の取組の方が、なかなか参加者も伸びていないような状況ですので、この点、どのように改善していくのかということについて御教示をいただければというのが1点です。

それから、先ほど出ましたが、弁理士試験の志願者減に関する問題は、試験制度の見直しは継続する必要があると思うのですけれども、それ以外の要素が大きいというのは高倉委員御指摘のとおりかと思しますので、弁理士会として、例えばこの点に関する分析があるとか、何らかの対応をとっていくということをお考えかどうかということについて御教示いただければと思います。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

それでは、今、いただきました御質問や御意見について、先ほどの長澤委員の意見も含めて、伊丹委員に、お答えをお願いします。

○伊丹委員 たくさんの委員の方から非常に有り難い御指摘をいただきましてありがとうございます。

質問が相当多岐にわたっておりますので、すべてお答えできるかどうかわかりませんが、お答えいたします。まず試験制度についてですが、長澤委員をはじめ様々な委員の方から御指摘がありましたけれども、やはり受験者数が少ないということは我々も大変危惧をしております。これは単に試験制度だけの問題ではなくて、やはり根本的には弁理士の仕事の魅力というものをもう少しアピールする努力が我々は足りないのかなと思っております。

まず第一に、若い人に、弁理士というのはどういう仕事なのかということをしかりとPRをしていくということが大事であろうと思っております。その上で、やはり我々としても、先ほど様々な委員の方から御意見をいただいたように、新しいビジネスチャンスとい

うものにどんどん目を向けていき、弁理士業務が知財を活性化していく非常に重要な仕事なのであるということを十分に広報していくという活動を展開してまいりたいと思います。

それから、悪質事例、トラブルに関してですけれども、確かに御指摘のように、悪質事例をそのまま放置しておくということは、ユーザーに対する被害が拡大をしていくということで大変危惧しております。その点からも、我々としては早期公表制度を何とか制度化するべく、今、公表の基準についてしっかりと検討しているところです。そうはいつでも、その公表制度ができるまでにもそういった事例がどんどん拡大していく現実もありますので、そういったケースについては、個別に特許庁とも連絡をとりまして対処をしていきたいと思っております。

それから、料金の問題でチェックリストにつきましては、現在、弁理士業務標準というところに、特許出願を委託するにあたってのチェックリストがございます。それと一緒に、基本契約書のひな型のようなものも含まれておりますので、倫理研修を通じて極力この契約書を作成する、場合によってはきちんと委任状でその業務の委託契約を交わすという指導をしていく必要があると思っております。

それから、相談業務について、市毛委員から、利益相反にも十分対応していただきたいというお話がございました。御指摘のとおりだと思います。現在、弁理士の登録をする際、主たる事務所と従たる事務所がございますけれども、この主たる事務所、従たる事務所を登録する際に、一応将来の利益相反の可能性も含めて、両経営者が同一の場合には、その登録については、登録をしないような形で進めているなどの取組は行っています。

また、実際、共同事務所の場合ですが、我々の利益相反というのは、もちろん当事者対立構造の事件もございますが、多くの場合、査定系事件というか、対立構造でない事件で利益相反を生ずることがございます。両者は利益相反といっても若干性質が異なるものもあり、それはやはり様々な利益相反の考え方が若干異なっております。共同事務所の場合には、当然代理人の名前として個人の弁理士の名前が出てきますので、その辺りのチェックはきちんと行うよう、現在倫理研修でもこのような利益相反がないような指導をしております。ただ、法人の場合には、法人の名前でのご手続きになってきますので、ここが見えない部分があります。よって、法人の設立のときには、やはり先ほど言いましたように、経営者が別の法人の経営にも携わっていないかどうかという点も含めまして、これは実際にそれを登録することはできないような仕組みになっております。そういう点で考慮しております。

それから、弁理士知財キャラバンにつきましては、御指摘のように、やはりこういった研修が必要なのか、現在、5回の研修で支援員候補者になると言いましたが、実際にはその後、自分のクライアントのところにコンサルティングに行った後に、履修支援員という実際にコンサルの支援に行ける資格を得るという状況になっています。ですので、まずトライアルでクライアントのところに知財コンサルティングに行きます。そして実際に支援対象企業に行く場合には、先ほどお話が出ておりましたように、ベテランの推薦支援員の方とペアで行くという状況になっております。そういう形でしばらく実績を積んでいったら、今度はその履修支援員がさらに次の新しい履修支援員と一緒にコンサルに行くというような形にしていくという手順をとっております。

この推薦支援員というのは、長年コンサル委員会で知財コンサルのスキルを積んだ人、あるいは企業でそういった仕事をしている人が含まれております。どちらかという、出願業務よりも、知財系コンサルを中心にやっている、そういう弁理士が推薦支援員になっております。

それから、知財キャラバンの若干広報が足りないという点は御指摘のとおりなので、今後さらに広報の在り方について検討していきたいと思っております。

それから、現在、知財キャラバンは、それ単独で支援が終了するというのではなく、例えばある案件につきましては戦略提案をさせていただいた企業が、その後中小企業基盤整備機構のよろず相談の窓口はその戦略を持って相談に行ったというような形で、次の支援につなげていく、そういった形をしております。

また、その知財キャラバンの中で出願の案件が出てきましたら、また違う弁理士が、そこで弁理士会の出願援助制度を使って、その支援ができるというような形にもつなげていこうと考えています。様々なネットワークをうまくつなげていけばさらに効果が出てくるのではないかと考えています。

それから、ではこの評価はどうか。これはやはり企業の経営上の秘密をかなり扱うものですから、なかなか表に出せない情報というのはありますけれども、今、出せる範囲で様々なデータを収集し、それを次の事業に活かしていくということを考えております。

また、井上先生からございました、アドバイザリーボードなどを作ってはどうか。こちらは大変貴重な御意見だと思いますので、検討させていただきたいと思っております。

それから、南委員から秘匿特権の話が出ました。やはり秘匿特権については、様々な今までの事例が出ています。それと国際的な動きもございますので、時期尚早というのは、

そういった国際的な流れも含めて注視する必要があるということをまず会員に周知をして注意喚起をする、これが先決だろうということで「役員会便り」というものを出させていただきました。それで「役員会便り」の中には、一応秘匿特権に関する資料がリンクされておりますので、そちらを参照することによって、今までの大体の傾向というのも分かるようになっております。

かなりいろいろな質問が出たので、これで網羅されているか自信がないのですが、足りない部分はもう一度お願いします。

○相澤委員長 中村委員、補足ありますか。

○中村委員 特にありません。

○相澤委員長 規程をきちんと整備した方がいいのではないかという意見、特に業務の適正な執行に対して規程を整備した方がいいのではないかという意見、が出ていたと思います。事務局から説明のあった資料4「弁理士活動の充実に向けた取組について」の「2. 弁理士の適正な業務執行に関する規程の充実について」ということも同一の内容だと思えます。伊丹委員はどのようにお考えですか。

○伊丹委員 例えば預かり金の問題ですとか、その管理について、ほかの士業団体と比べて弁理士会の規程が少ないのではないか。確かに御指摘のとおりかとは思いますが。現在、倫理研修の中で、倫理ガイドラインの補充を行い、そしてその倫理研修の中で周知徹底を図っておりますので、この周知徹底を図りつつ、規程の必要性についても議論していきたいと思っております。

○相澤委員長 事務局からコメントありますか。

○田中秘書課長 我々も、弁理士の皆様に対する期待が非常に高まっている中で、もちろん専権業務をしっかりやっていただくというものはあるにしても、高倉委員からも御指摘がございましたけれども、それ以外のところもぜひやっていただいて、期待に応えていただきたい、と考えており、ぜひ今後とも弁理士の魅力を高めていくための御検討を続けていただければと思っております。

○相澤委員長 そろそろ時間ですが、御意見ありますでしょうか。よろしいですか。

本日も、御意見をいただきましてありがとうございます。

現在、特許権等の知的財産権の質の向上というのが知的財産政策における大きな課題になっております。そのために、弁理士に期待される役割も大きいと思えます。その中で本日、日本弁理士会より説明をいただいた取組につきまして、委員の皆様から一定の評価を

いただいたと理解しております。日本弁理士会におかれましては、今後さらに取組をすることが期待されていると思います。

弁理士制度小委員会においても、今後、このような取組のますますの推進に向けて応援をしていきたいと考えております。

ありがとうございました。

以上をもちまして本日の産業構造審議会知的財産分科会第8回弁理士制度小委員会を閉会いたします。

皆様、長い間、御審議に御協力いただき、どうもありがとうございました。

6. 閉 会